

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成31年2月10日

1 入札に付する事項

別紙仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札及び開札

(1) 入札方法

ア 紙入札による。

イ 入札回数は3回とする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所

愛媛県立とべ動物園ホームページ <http://www.tobezoo.com/>

(3) 入札の日時

平成31年3月8日（金曜日）午後3時50分から

(4) 開札の日時

即時開札

(5) 入札及び開札の場所

愛媛県立とべ動物園 管理事務所第1会議室

(6) 入札書の提出方法

(3)の日時に(5)に掲げる場所へ持参すること。

(7) 問合せ先

公益財団法人愛媛県動物園協会 電話番号（089）962－6000

4 その他

詳細は入札説明書による。

とべ動物園マイクロバス運行管理業務委託に係る仕様書

1. 基本的内容

東駐車場使用時や臨時駐車場使用時のとべ動物園来園者及び愛媛県総合運動公園施設利用者の送迎

運行日は、大型連休や愛媛FCのホームゲーム開催時等多客時とし、公益財団法人愛媛県動物園協会(以下「協会」という。)が指定する。

バスを安全かつ適正に運行及び管理するため、(別紙)に掲げる事項を全て満たすこと。

2. 運行車両に関すること。

愛媛県が所有するバスを使用(中型バス 29人乗り・2台)すること。

車両の保管ができるスペースは、協会が確保する。

3. 運行管理に関すること。

乗務員に対し、常に安全運転等の教習・指示を行うこと。

4. 整備管理に関すること。

車両は、常に適正に整備すること。

5. 運転業務に関すること。

乗務員は、1台運行時は2名、2台運行時は3名確保すること。

乗務員は、バスを運転していることを自覚し、安全運転に努めること。

代替乗務員を確保し、運行に支障が及ばないよう配慮すること。

車両は、常に良好な状態であるよう清掃をすること。

事故発生時には、責任ある対応で被害、加害を問わず解決すること。

6. 協会が負担する経費

燃料代、駐車場代、修理代及び任意保険は当協会の負担とする。なお、車検に係る経費は愛媛県が負担する。

7. 契約期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

8. 仕様に係る担当者等

公益財団法人愛媛県動物園協会 〒791-2117 愛媛県砥部町上原町240番地

電話089-962-6000 担当者 弓立

(別紙)

条件	内 容
運転者資格について	大型免許取得者で、過去3年間道路交通法上違反のない者であること
運行管理について	勤務表、点呼表、乗務記録簿等各種書類を作成していること
車両整備について	自走不可能になった場合、現場へ行って整備ができる者が在籍していること
社員教育管理について	運転技能向上の為の制度マニュアル等が確立され実施されていること 指導員による現地巡回指導を実施していること 接客サービス向上の為の制度マニュアル等が確立され実施していること 労働安全衛生法に基づき、適正に健康管理ができていること
事故対応について	車の任意保険は協会が加入するが、加害者、被害者を問わず事故解決すること 事故防止の為の教育制度や運動等を実施していること 有責事故者に対して研修や処分等制度が確立していること
資格について	一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得ていること
実績について	過去5年間のバス運行業務委託実績があること(1契約の委託期間が半年以上の実績)

入札説明書

この入札説明書は、本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別添入札公告の 1 に掲げるとおり。

2 入札参加者に必要な資格

別添入札公告の 2 に掲げるとおり。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）及び会計規程を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、仕様書の 9 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 入札書の提出方法は、別添入札公告の 3（6）のとおり。
- (4) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (5) 入札金額は、供給業務の履行に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札すること。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、契約条件を別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (7) 開札の日時及び開札の場所は、別添入札公告の 3（3）～（5）に掲げるとおり。
- (8) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び立会職員以外の者は入場することができない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は入札会場に入場することができない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (11) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (12) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (13) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。入札回数 3 回で落札しない場合は、2 回を限度として見積に移行するものとする。

4 入札保証金

免除

5 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 供給物品名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 供給物品等の名称に重大な誤りのある入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札書
- (7) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (8) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (9) その他、入札に関する条件及び運用基準に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) この公告に示した物品を納入できると理事長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。また、契約書 業務内容書（3）にある勤務時間を超過した場合の1時間当たりの単価は、落札金額から算出する。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじを実施し、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

免除

8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、決定した日から10日以内に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

9 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

10 その他必要な事項

(1) 入札方法

入札書の様式は様式1のとおりとする。委任状については、代表者からの委任とし、入札書と併せて提出すること。委任状の様式は、様式2のとおりとする。

(2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

様式1

入 札 書

平成 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会

理事長 佐伯 要 様

入札者

住 所

名 称

氏 名

印

¥

—

ただし、マイクロバス運行管理業務 1時間当たりの額

(消費税及び地方消費税を含まない。)

上記のとおり公益財団法人愛媛県動物園協会会計規程を遵守し、契約条項を承認のうえ入札いたします。

様式2

委 任 状

平成 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会

理事長 佐伯 要 様

住 所

名 称

氏 名

印

住所

私は、 を代理人と定め、

氏名 印

下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

マイクロバス運行管理業務 1時間当たりの額

とべ動物園マイクロバス運行管理業務委託契約書

公益財団法人愛媛県動物園協会(以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)は、マイクロバスの運行管理業務(以下「業務」という。)について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、業務を乙に委託して乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、かつ、法令等に基づいて業務を実施するものとする。

(業務内容)

第2条 業務内容は別紙業務内容書のとおりとする。

(委託期間)

第3条 委託の期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 委託料は、1人当たり1時間 円(うち消費税及び地方消費税 円)とする。

ただし、乙が契約期間中に全業務を実施しなかった場合においては、甲は委託料の全部または一部を支払わないことができる。

2 乙は、毎月、委託料の請求をするものとし、甲は、請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

(車輛の整備・保険加入)

第5条 乙は、良好な状態で運行ができるように車輛を整備管理する。

2 乙は、甲の指定する車輛整備管理士の指示のもと、車輛の日常整備・安全点検及び清掃を行う。

3 車輛運行に必要な任意賠償保険は甲が加入負担する。

4 乙は、運転者自身の事故補償対応用に損害賠償保険に加入する。

(事故等の対応)

第6条 業務の従事者にかかる業務中の事故については、加害者、被害者を問わず乙が責任をもって処理する。

2 故障や事故など緊急事態が発生し自走不可能になった場合は、代替車で対応すること。

(損害賠償責任)

第7条 甲及び乙は、それぞれの責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(報告)

第8条 乙は、甲の委託業務の処理状況について、報告書の提出を求められたときは、速やかに報告書を作成し、提出しなければならない。

(契約解除)

第9条 契約期間中であっても、次の各号に掲げる事由のあるときは、甲は契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 甲が契約解除を申し出たとき。
- (2) 乙が契約に違反し、甲が契約継続を適当でないと認めたとき。
- (3) 乙に犯罪行為があったとき。

(定めのない事項の処理)

第10条 本契約書に記載のない事項につき、疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ解決するものとする。

以上、この契約の締結を証するため、本書2通を作成し双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

伊予郡砥部町上原町240番地
甲 公益財団法人 愛媛県動物園協会
理 事 長 佐 伯 要

乙

業 務 内 容 書

(1) 業務内容

マイクロバス(中型バス 29人乗り・2台)の運行管理業務

(2) 運行に関すること

東駐車場使用時や臨時駐車場使用時のとべ動物園来園者及び愛媛県総合運動公園施設利用者の送迎

運行日は、大型連休や愛媛FCのホームゲーム開催時等多客時とし、甲が指定する。

これに必要な人員を乙が手配する。乙は、勤務する職員の一覧表をあらかじめ甲に提出する。

(3) 運行管理に関すること。

乗務員に対し、常に安全運転等の教習・指示を行うこと。

(4) 整備管理に関すること。

車両は、常に良好な状態であるよう清掃をすること。

車両は、常に適正に整備すること。

(5) 運転業務に関すること。

乗務員は、バスを運転していることを自覚し、安全運転に努めること。

事故発生時には、責任ある対応で被害・加害を問わず解決すること。

(6) その他

バス車庫や運転手の控え室の清掃を行う。

利用者が多いときは、乗降場で利用者の整理を実施する。